

避難指示が解除された場所等で
事業再開または新規立地する皆さまへ



避難地域の復興のため 現地で事業を行う方を対象とした 税の優遇制度があります！

福島復興再生特別措置法
〈事業再開、企業立地促進に係る税の優遇措置〉

避難指示が解除された場所等で

- ① **事業再開** または ② **新規に事業を計画し、
設備投資、被災者の雇用、投資準備を行う場合、
課税の特例** を受けることができます。

申請できる方 ※ 以下①、②のいずれかに該当する方

- ① 平成23年3月11日時点で、避難指示の対象となった区域内に事業所が所在し、**避難解除後7年を経過しない区域***または**認定特定復興再生拠点区域**で事業再開する法人・個人事業者 【知事の**確認**が必要です】
- ② ①以外で、**避難解除後7年を経過しない区域***または**認定特定復興再生拠点区域**内において新規に事業を計画する法人・個人事業者 【知事の**認定**が必要です】

* 該当する市町村：川俣町、川内村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

《お問い合わせ先》

➤ 制度概要について 福島県企画調整部企画調整課（復興推進本部） TEL：024-521-7129

➤ 認定申請について 県北・相双地方振興局企画商工部

➤ 確認申請について お近くの地方振興局県税部

詳しくはホームページをご覧ください。

インターネットで

避難地域の税制

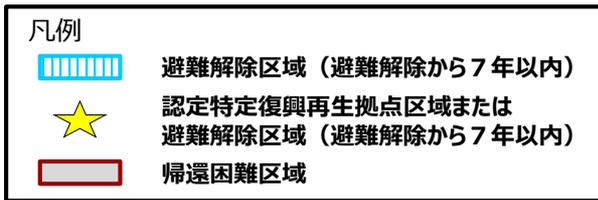
検索



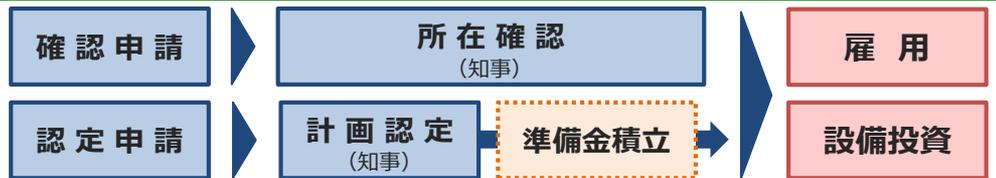
■申請ができる地域 (令和5年7月12日現在)

事業再開 または 事業実施場所が

- 避難解除区域 (避難解除から7年以内)
- 認定特定復興再生拠点区域 のいずれかに所在

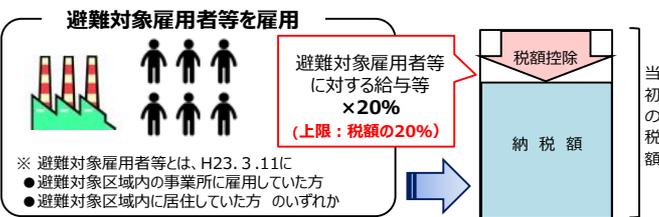


■手続きの流れ、特例の内容



● 避難対象者等を雇用する場合

確認または認定を受けた個人事業者または法人は、避難対象雇用者等※ に対する給与等支給額の20%を税額控除 (確認・認定を受けた日から5年間)



● 設備投資を行う場合

確認または認定を受けた個人事業者または法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却または税額控除

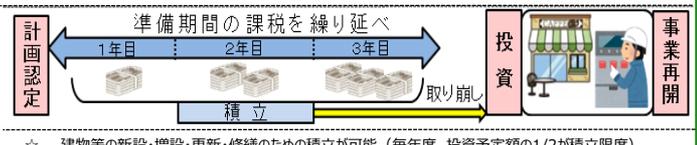
特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置	即時償却		機械・装置	15%
建物、構築物	25%	建物、構築物	8%	

(注) 「避難対象雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」は選択適用。

● 投資の準備をする場合【福島再開投資等準備金】

認定を受けた個人事業者または法人が、事業再開のための準備金を積み立てた際、積立額を損金に算入 (最大3年間)

再開投資した際には、特別償却が可能 (機械・装置100%、建物等25%)



- ☆ 建物等の新設・増設・更新・修繕のための積立が可能 (毎年度、投資予定額の1/2が積立限度)
- ☆ H23.3.11当時、旧緊急時避難準備区域に所在していた事業所は、この準備金の対象とならない

■本税制を活用することができる期間

	※ 避難指示解除前の申請も可能	避難指示解除	解除から3年	解除から5年	解除から7年
確認	雇用	① 確認期限: 事業実施場所の避難指示解除後から7年以内 ② 適用期間: 認定から5年間	①	② 確認 雇用 5年間	
	設備投資	① 確認期限: 事業実施場所の避難指示解除後から7年以内 ② 上記①の投資に対し特例適用	①・②	② 確認 投資	
認定	雇用	① 認定期限: 事業実施場所の避難指示解除後から7年以内 ② 適用期間: 認定から5年間	①	② 認定 雇用 5年間	
	設備投資	① 認定期限: 事業実施場所の避難指示解除後から7年以内 ② 上記①の投資に対し特例適用	①・②	② 認定 投資	
	投資準備	① 申請期限: 事業実施場所の避難指示解除後から3年以内 ② 認定日以降、最大3年間積立可能	① 申請	② 認定 最大3年間	※積立期間の末日は、避難指示解除日から5年以内